

学校職員の懲戒処分について（令和5年8月教育委員会定例会）（議案第21号関係）

No.	1
処分年月日	令和5年8月21日
処分の種類	免職
処分の理由	酒気帯び運転
	(事件・事故の概要) 被処分者は、令和5年5月20日（土）午前6時20分頃、酒気を帯びて普通乗用自動車を運転し、盛岡市本宮の交差点で、中央分離帯に衝突する事故を起こし、同日午前7時20分頃、事故現場を訪れた警察官によって行われた呼気検査により、呼気1リットル当たり0.31ミリigramのアルコールが検出された。その後、警察による捜査が行われ、同年8月2日（水）付けで酒気帯び運転による運転免許取消処分を受けた。 この行為は、道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）の規定に違反するものである。
事件発生年月日	令和5年5月20日（土）
被処分者の年齢	67歳
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	岩手県立盛岡工業高等学校
被処分者の職	会計年度任用職員
被処分者の氏名	かしわだ しんご 柏田 信吾
備考	

学校職員の懲戒処分について（令和5年8月教育委員会定例会）（議案第22号関係）

No.	2
処分年月日	令和5年8月21日
処分の種類	減給2月
処分の理由	安全運転義務違反（重傷事故）
	(事件・事故の概要) 被処分者は、平成30年1月22日（月）午前7時15分頃、出勤のために普通乗用自動車を運転し、久慈市大川目町の国道を走行中、運転操作を誤って対向車線にはみ出し、対向してきた普通貨物自動車に自車右前部を衝突させ、相手方に加療約3か月の右骨盤骨折のけがを負わせた。
事件発生年月日	平成30年1月22日（月）
被処分者の年齢	30歳代
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	小学校
被処分者の職	教諭
備考	県北教育事務所管内 (久慈市、洋野町、野田村、普代村、二戸市、軽米町、九戸村、一戸町)

学校職員の懲戒処分について（令和5年8月教育委員会定例会）（議案第23号関係）

No.	3
処分年月日	令和5年8月21日
処分の種類	戒告
処分の理由	体罰
	(事件・事故の概要) 被処分者は、令和5年4月28日（金）午後1時35分頃、清掃時間中において、ごみ捨て後に寄り道をした男子児童1名に対し、教室へ戻ることを促す際、真後ろから両手で背中を弾くように強く押し、当該児童を転倒させた。
事件発生年月日	令和5年4月28日（金）
被処分者の年齢	63歳
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	小学校
被処分者の職	教諭
備考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)